

会津若松市市街化調整区域(都市計画法第34条第10号)の

運用基準の一部改正(案)への意見をお寄せください

～市民意見公募(パブリック・コメント)のお知らせ～

上記運用基準の一部改正(案)につきまして、市民の皆様の広く意見を募集します。

■意見募集期間

令和7年10月3日(金)～令和7年11月4日(火)(最終日午後5時 15 分必着)

■意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- 1.市の区域内に住所を有する方
- 2.市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 3.市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- 4.市の区域内にある学校に在学する方

■意見の提出方法

所定の様式(閲覧場所に設置・ホームページに掲載)を使用するか、任意の様式に氏名、住所、年齢、性別、電話番号(法人等の場合は名称、所在地、電話番号)を明記し、郵送、ファクシミリ、電子メールにて都市計画課まで送付してください。

※意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※匿名や電話での意見の提出は受け付けできませんのでご注意ください。

■意見の取扱い

提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。

お寄せいただいたご意見については、住所、氏名等の個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。

■意見の提出先

- ・〒965-8601 会津若松市東栄町3番 46 号 会津若松市建設部都市計画課 宛
- ・FAX:0242-39-1450
- ・電子メール:toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 建設部都市計画課 (電話:0242-39-1261)